

# 組回覧

発信年月日：平成27年 8月19日（水）  
発信元：下郷町役場町民課生活安全係  
電話：0241-69-1133

## 守りましょう。飼い主のマナー

犬や猫等を飼育する場合には、飼い主の義務やマナーを守りましょう。

人も動物も快適に過ごすには地域との調和が不可欠です。周囲に迷惑を掛けないようにキチンと飼育しましょう。

### 動物も大切な家族の一員です！

- 動物は最後まで責任をもって飼いましょう。
- 子犬や子猫等が増えすぎて飼育が難しくなる場合がありますので、必要に応じて不妊・去勢手術を受けさせましょう。

### きちんとしつけをしましょう！

- 日常のトラブルを防ぐため、正しいしつけをしましょう。

### 飼い主を明らかにしましょう！

- 犬の場合は、登録を行い鑑札や注射済票を装着しましょう。  
(犬を飼育するには、年1回狂犬病予防注射を行うことが必要です。)
- 猫の場合は、首輪に迷子札を装着しましょう。  
(交通事故、病気、迷子、フンやいたずらによるトラブルを防ぐため、室内での飼育をおすすめします。)



## 犬の飼育で特に注意して頂きたいこと



### 1. 犬の習性等を理解し、しつけをしましょう。

人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけたりにすることのないよう、しつけをしましょう。

### 2. 散歩や運動の際は、引き綱（リード）を確実につけましょう。

散歩の際は、引き綱を短く持ち犬の行動をコントロールするとともに、事故が起きないように周囲にも注意を向けましょう。

運動の際、公園などの広い場所であっても、引き綱をつける必要があります。

### 3. フンや尿の処理を適切にしましょう。

散歩中などに排泄した場合は、フンは必ず持ち帰り、尿は水で洗い流しましょう。